

題材： 請求および集金に関する方針	*対象： Beaumont Health	発効日： 09/07/2018
		定期レビュー実施日： 03/03/2020
保険契約者： VP 収益循環	文書タイプ： 方針	部署： 総務、収益循環

* 本書において、バーモントヘルスには以下が含まれます。

バーモント病院、ディアボーン：
 バーモント病院、ファーマントンヒルズ
 バーモント病院、グロースポイント
 バーモント病院、ロイヤルオーク
 バーモント病院、テイラー
 バーモント病院、トレントン
 バーモント病院、トロイ
 バーモント病院、ウェーン
 バーモントメディカルグループ

I. 目的と目標：

本方針は、バーモントヘルス病院およびバーモントメディカルグループの患者に提供されたサービスおよび品目に対する料金の請求および集金、およびバーモントヘルスにサービスを提供するベンダーによる請求および集金に関して行われる措置を定めます。

本方針では、上述の病院を総称して「バーモント病院」と記し、個別には「病院」と記します。

本方針は、バーモントヘルスによる集金活動に適用される措置および機関、例えば、バーモントヘルス病院の[資金援助](#)に基づいた個人の資金援助資格決定を「特別集金行為」が始まる前に行うなど、必要となる「合理的な努力」についても説明しています。

本方針は、病院の資金援助方針（FAP）に基づく資金援助の資格を持つ患者に対する請求と集金活動に関する 1986年内国歳入法典の第 501(r)(6) 条の要件およびその変更に対応することを目的に作成されています。

本書で「」付きの単語は、以下の第2項で設定された意味を持っています。

II. 定義：

A. 申請期間：この期間とは、バーモントヘルスが資金援助申請書（FAPで定義）を受領して処理する期間です。申請期間は、退院後に初めて請求書が発行された日から開始され、240日後に終了します。（本方針で説明されているある特定の状況において、バーモントヘルスは申請期間終了後に資金援助申

題材： 請求および集金に関する方針	*対象： Beaumont Health	発効日： 09/07/2018 定期レビュー実施日： 03/03/2020
保険契約者： VP 収益循環	文書タイプ： 方針	部署： 総務、収益循環

請書を受理し、処理する必要があることがあります。)

- B. 資金援助の方針 (“FAP”)**：ボーモント病院とボーモント医療グループが、病院の請求書の支払いに支援が必要である患者に対して資金援助を提供するために制定された、ボーモントヘルスの資金援助の方針。
- C. 特別集金行為 (“ECA”)**：国税庁と米国財務省の規定により定義されている特定のタイプの集金行為で、病院の資金援助方針に基づいて、個人が資金援助の対象であるかどうかを判断するために「合理的な努力」がなされた後ののみ、治療費の支払いを回収することができます。ECA に含まれる行為：
- 個人の負債を別の関係者に販売する（一部例外規定あり）
 - 個人に関する不利な情報を消費者信用調査報告機関または信用調査所に報告する
 - 法的または司法手続きを必要とする行為で、個人の財産に先取特権を置く（以下に定める例外を除く）、個人の不動産を担保として認める、個人に対して民事訴訟を起こす、個人の逮捕に協力する、個人所有物の差し押さえ令状を求める、個人の給与を指し押さえるなどを含み、これに限定されません。
- ECA に含まれない行為：
- 病院が医療を提供した個人傷害の結果として、個人（またはその代理人）が負担に対する判決、和解、または譲歩に先取特権を置く
 - 患者のアカウントを回収代行業者に照会して、回収代行業者が書面、電話、上に一覧されている ECA に特定されていないその他の回収活動を実施する
 - 破産手続で債権を申告する
- D. 通知期間**：ボーモントヘルスが FAP および FAP に基づく資金援助の潜在的な可能性について患者に通知するために合理的な努力をしなければならない期間。通知期間は、退院後に初めて請求書が発行された日から開始され、120 日後に終了します。
- E. 合理的な努力**：治療費の支払いを回収するため、資金援助方針に基づいた個人の資金援助資格決定を「特別集金行為」が始まる前に行うためにボーモントヘルスが取るべき行動で、国税庁と米国財務省の規定、および本方針の III.C 項の詳細説明に準拠している行為。

III. 手続き

A. 請求業務

1. 保険請求

- a. 保険加入患者の場合、各病院は、患者が提供または確認した情報に基づいて該当する第三機関に請求します。

題材： 請求および集金に関する方針	*対象： Beaumont Health	発効日： 09/07/2018 定期レビュー実施日： 03/03/2020
保険契約者： VP 収益循環	文書タイプ： 方針	部署： 総務、収益循環

- b. バーモントヘルスまたはその代理人によるエラーにより保険請求が第三支払人によって却下された、または処理されなかった場合、患者に支払義務があり、保険請求により支払人が支払った金額を超えて患者に請求されることはありません。
- c. バーモントヘルスが管理できない要因により保険請求が支払人によって却下された（または処理されなかった）場合、必要に応じて支払人と患者をフォローアップし、円滑な請求の解決を促します。賢明なフォローアップでも解決できない場合、適用される法律および契約上の要件に従い、病院は患者に請求するか、またはその他の措置を講じることができます。

2. 患者請求

- a. 保険未加入の患者は、適時に直接請求され、バーモントヘルスの通常の請求処理の一環として明細書を受け取ります。
- b. 保険に加入している患者の場合は、第三支払人による請求処理が終了後、適用される保険に基づいて患者が負担する金額をバーモントヘルスが患者に適時請求します。
- c. 患者は、いつでも請求に対する明細内訳を要求することができます。
- d. 患者が請求内容に意義があり、請求書に関する資料を要求した場合、バーモントヘルスは要求された資料を30日以内（可能な場合）に書面で提供します。
- e. 残高の一括払いが困難であることを患者が示した場合、バーモントヘルスを分割の支払計画を承認することができます。
- f. バーモントヘルスは、個人の負担金に対して様々な支払い方法（厳禁、VISA、MasterCard、Discover、American Express、個人小切手）を受け入れています。個人の状況によっては別の支払いオプションがあります。これは個別に相談します。詳しくは、顧客サービス代表（248-577-9600）にお問い合わせください。
- g. バーモントヘルスは、患者が提案する支払方法を受け入れる必要はありません。また、本方針の別の条項に従い、患者が妥当な支払い計画を拒否した、または設定した支払計画を不履行した場合、回収代行業者に委託することができます。

3. すべての請求明細書に必要な通知

バーモントヘルスは、病院で治療を受け、その治療の費用を請求されるすべての患者の請求書に、病院の FAP に基づいた資金援助があること、FAP と FAP 申請手続きに関する情報を提供できる病院事務局の電話番号、FAP、資金援助申請書、FAP の概説書のコピーが取得可能なウェブサ

題材： 請求および集金に関する方針	*対象： Beaumont Health	発効日： 09/07/2018
保険契約者： VP 収益循環	文書タイプ： 方針	定期レビュー実施日： 03/03/2020 部署： 総務、収益循環

イトのアドレスを明確に記述します。

B. 集金業務

1. 一般的な集金

- a. バーモントヘルスおよびその代理機関は、未払いの請求書について書面または電話で個人に連絡します。
- b. バーモントヘルスは、個人の未払い請求分に関して、第三機関に集金を委託することがあります。バーモンヘルスは、以下の場合に個人への集金を委託します：
 - 個人に負債があると信じる合理的な根拠がある。
 - すべての第三者支払者は適切に請求され、残りの支払い責任が個人にある。バーモントヘルスは、保険会社に支払義務がある金額を患者に請求しません。
 - バーモントヘルスは、患者への請求に関する第三支払人の支払いが保留されている間は、回収代行業者に委託しない。バーモントヘルスは、このような保険請求が「保留」のときに、円滑な解決を促す努力にもかかわらず長期間経過した場合は、「拒否」と分類します。
 - 病院の請求書に不備があることにより第三支払人による支払が拒否された場合、バーモントヘルスは回収代行業者に委託しない。ただし、患者への請求分が未払いの場合は、適用法および契約要求事項に従い、集金を回収代行業者に委託します。
 - 個人が資金援助方針に従って資金援助を申請し、事務局がその個人の資金援助資格に関する判断を通知していない場合は、回収代理業者に依頼しない。（これは、申請の期日、情報要求への協力と対応など、資金援助の方針で定められた適用可能な要件がすべて満たされていることを条件とします。）

2. ECA の制限（患者向け支払いサービス事務局の責任）

バーモントヘルスは、病院が施した医療に対して初めて退院後請求書を個人に提供してから最大120日まで、当該個人に対して ECA を実施しません。また、バーモントヘルスに対する個人の負担金を回収するために ECA を実施することは、当該個人が FAP に基づく資金援助の資格判定を行う合理的な努力（以下の第III項Cに記述）を行わない限り厳しく禁止されています。

個人の FAP に基づく資金援助の資格判定を行う合理的な努力が行われたかの最終的な判断権限と責任は、患者向け支払サービス事務局にあります。患者向け支払サービス事務局は、回収代行業者に委託する前に、当

題材： 請求および集金に関する方針	*対象： Beaumont Health	発効日： 09/07/2018
保険契約者： VP 収益循環	文書タイプ： 方針	定期レビュー実施日： 03/03/2020 部署： 総務、収益循環

該個人の資金援助の資格判断のための合理的な努力が行われたかどうかを判断する必要があります。

C. 合理的な努力：ECA の前

本項 III., III.C は、様々な状況下において、バーモントヘルスが当該個人に対して ECA を実施する前に FAP に基づく資金援助の資格判定を行うための合理的な努力を行うために行うべき行為を定めています。

1. 個人が完全な資金援助申請書を提出し、資金援助資格がないと判断された場合

個人が完全な資金援助申請書を提出し、病院が特定のケア・エピソードに対して資金援助資格がないと判断した場合、当該ケア・エピソードに関連する費用の支払いを回収するために1つ以上の ECA を実施する前に、病院が行うことは何もありません。

ただし、病院は、（当該個人以外が提供する情報に基づいて）個人がいかなる資金援助の対象にもならないと推測判断しては行けません。

2. 個人が完全な資金援助申請書を提出し、個人の資金援助の資格が100%以下であると判断された場合

個人が完全な資金援助申請書を提出し、病院は特定のケア・エピソードに関して100%以下の資金援助の資格があると判断された場合、当該ケア・エピソードに関連する費用の支払いを回収するために1つ以上の ECA を実施する前に、病院が行うことは何もありません。

病院が個人に対して100%以下の資金援助の資格があると（当該個人以外が提供する情報に基づいて）推定判断した場合、病院は、以下の第3項C., 3で定めた手続きに従う必要があります。

3. 個人の資金援助の資格が100%以下であると推測判断された場合

病院が提供した治療に対する個人の資金援助資格判断が、当該個人以外が提供した情報または以前の PFA 資格判断に基づいている場合で、個人の資格が FAP の下で利用できる最も寛大な援助よりも少ないと判断された場合、個人の負担に対して ECA を実施する前に、病院は以下を行う必要があります。

- 資金援助の推測資格判断に対する根拠および FAP に基づくより寛大な資金援助を申請する方法について通知する。
- 当該医療に対する値引き額を回収するための ECA を実施する前に、より寛大な支援を申請するため、特定の状況に基づいて妥当な期間を個人に与える。
- 個人がより寛大な支援を求める完全な資金援助申請書を「申請期間」の期日まで、または、それ以降の場合は上述の第III.C, 3b に記述され

題材： 請求および集金に関する方針	*対象： Beaumont Health	発効日： 09/07/2018 定期レビュー実施日： 03/03/2020
保険契約者： VP 収益循環	文書タイプ： 方針	部署： 総務、収益循環

る「妥当な期間」の期日までに提出した場合、より寛大な慈善診察調整の資格判断を行い、個人に資格判断（該当する場合は適用される支援の内容を含む）およびその根拠を書面で通知する。

- d. 個人がより寛大な支援を求める完全な資金援助申請書を上述の第 III.C.3項に定められる期間中に提出し、第 III. C., 3cの要件を満たすことに加え、より寛大な支援の資格が認められた場合、病院は以下を行う必要があります。
 - (1) 個人が無料以外の援助を受ける資格があると判断された場合、資金援助の対象として個人が負担する金額とその金額の算出方法を示す請求書を提出するか、当該治療の AGB (FAP で定義) に関する情報を得る方法を請求書で説明する。
 - (2) 当該治療に対して個人が（病院または病院が指定する第三機関に）支払った金額で、個人が資金援助の対象として負担する金額を超える分を払い戻す。ただし、その金額が \$5（または国税局が発行する通知/その他のガイダンスまたは米国財務省が内国歳入庁週報で定めるその他の金額）以下の場合を除く。
4. **個人が完全な資金援助申請書を提出せず、資金援助資格が推測判断されていない場合**

完全な資金援助申請書を提出していない個人で、いかなる資金援助の資格が推測判定されていない患者に提供された治療に対して、病院は、治療費を回収するための ECA を1つ以上実施する前に、以下を行います。

- a. 資格のある個人が利用可能な資金援助の種類、治療費を回収するために病院（またはその他認定された機関）が実施しようとしている ECA の種類を個人に書面で通知し、書面通知の日付から30日以降に ECA が実施される日付を通知する。
- b. FAP の概略と上述の第 III., C 4 項に説明される書面の通知を個人に提供する。
- c. 病院の FAP および FAP の申請プロセスで支援を受ける方法について個人に口頭で伝えるための合法的な努力を行う。
- d. 申請期間または第 III.C.4.a 項に定められている 30 日の通知期間の終了後に、不完全な資金援助申請を提出した個人の場合、資金援助申請書の記入方法を知らせ、そのための十分な期間を与える。病院は、資金援助申請書を完了するのに必要な FAP または資金援助申請書で求める追加情報または資料を説明する書面による通知を個人に提供する。これには、FAP に関する情報を提供し、資金援助申請手続きを支援できる病院事務局の電話番号および所在地が示されています。

題材： 請求および集金に関する方針	*対象： Beaumont Health	発効日： 09/07/2018
		定期レビュー実施日： 03/03/2020
保険契約者： VP 収益循環	文書タイプ： 方針	部署： 総務、収益循環

e. 申請期間または第 III.C.4.a 項に定められている 30 日の通知期間の終了前に、完全な資金援助申請を提出した個人の場合、治療に対して FAP に基づいた資金援助の資格判断を行い、その判断結果（該当する場合は適用される支援の内容を含む）およびその根拠を書面で通知する。個人に対する資金援助の資格を認めた場合、病院は以下を行います。

- (1) 個人が無料以外の援助を受ける資格があると判断された場合、資金援助の対象として個人が負担する金額とその金額の算出方法を示す請求書を提供するか、当該治療の AGB (FAP で定義) に関する情報を得る方法を請求書で説明する。
- (2) 当該治療に対して個人が（病院または病院が指定する第三機関に）支払った金額で、個人が資金援助の対象として負担する金額を超える分を払い戻す。ただし、その金額が \$5（または国税局が発行する通知/その他のガイダンスまたは米国財務省が内国歳入庁週報で定めるその他の金額）以下の場合を除く。

これらの要件は、ECA が申請期間終了後まで開始されない場合でも適用されます。

D. 合理的な努力：ECA 実施後

本項 III D は、様々な状況下において、バーモントヘルスが当該個人に対して ECA を実施した後に FAP に基づく資金援助の資格判定を行うための合理的な努力を行うために行うべき行為を定めています。

1. 申請期間中および ECA が開始された後に個人が完全な資金援助申請を提出した場合

申請期間中および当該個人に対して 1つ以上の ECA が開始された後に個人が完全な資金援助申請を提出した場合、病院は以下を行います。

- a. 当該個人に対する医療費を回収するための ECA を中止する（開始しない、または既に開始した ECA でさらなる行動をしない）。
- b. 治療に対して FAP に基づいた資金援助の資格判断を行い、その判断結果（該当する場合は適用される支援の内容を含む）およびその根拠を書面で通知する。
- c. 個人に対する資金援助の資格を認めた場合、病院は以下を行います。
 - (1) 個人が無料以外の援助を受ける資格があると判断された場合、資金援助の対象として個人が負担する金額とその金額の算出方法を示す請求書を提供するか、当該治療の AGB (FAP で定義) に関する情報を得る方法を請求書で説明する。
 - (2) 当該治療に対して個人が（病院または病院が指定する第三機関に）支払った金額で、個人が資金援助の対象として負担する金額を超える

題材： 請求および集金に関する方針	*対象： Beaumont Health	発効日： 09/07/2018
		定期レビュー実施日： 03/03/2020
保険契約者： VP 収益循環	文書タイプ： 方針	部署： 総務、収益循環

る分を払い戻す。ただし、その金額が \$5（または国税局が発行する通知/その他のガイダンスまたは米国財務省が内国歳入庁週報で定めるその他の金額）以下の場合を除く。

- (3) 当該治療費の回収のために個人に対して講じた ECA を取り消すために合法的で利用可能な措置を講じる。この合法的に利用可能な措置には、一般的に、個人に対する判断の無効にするための措置、個人の財産に対する課徴金または先取特権の解除（病院が医療を提供した個人傷害の結果として、個人またはその代理人に対して州法の下で病院が主張する権限を持つ判決、和解、または譲歩以外のもの）、消費者信用調査報告機関または信用調査書に報告された個人に対する不利な情報の削除などが挙げられ、これに限定されません。

2. 申請期間中および ECA が開始された後に個人が不完全な資金援助申請を提出した場合

申請期間中および当該個人に対して 1つ以上の ECA が開始された後に個人が不完全な資金援助申請を提出した場合、病院は以下を行います。

- a. 当該個人に対する医療費を回収するための ECA を中止する（開始しない、または既に開始した ECA でさらなる行動をしない）。
- b. 資金援助申請書の記入方法を知らせ、そのための十分な期間を与える。病院は、資金援助申請書を完了するのに必要な FAP または資金援助申請書で求める追加情報または資料を説明する書面による通知を個人に提供する。

これには、FAP に関する情報を提供し、資金援助申請手続きを支援できる病院事務局の電話番号および所在地が示されています。

- c. 上述の第 III., D 2b 項で定められている適切な期間中に個人が完全な資金援助申請書を提出した場合、病院は本方針の第 III D. 1 項に定められている行為を行う。
- d. 個人が追加情報または追加資料の要請に回答せず、完全な資金援助申請書を上述の第 III.D.2.b, 項に定める妥当な期間内に提出しない場合、病院は、当該個人に対する ECA を再開して当該医療費を回収することができる。その後、個人が申請期間内に完全な資金援助申請書を提出した場合、病院は再び当該医療費回収のための ECA を中止し、その間に本方針の第 III., D 1 項に従って、当該個人の資金援助資格を判断する。

E. 資料作成と記録管理

患者向け支払サービス事務局には、資金援助の要求および申請に関する記録

題材： 請求および集金に関する方針	*対象： Beaumont Health	発効日： 09/07/2018
		定期レビュー実施日： 03/03/2020
保険契約者： VP 収益循環	文書タイプ： 方針	部署： 総務、収益循環

を保持する義務があります。同事務局は、資金援助の資格に関する患者への通知のコピーと、病院による本方針の準拠を示すのに必要なその他の記録を保管します。

F. 回収代行業者への委託

1. 回収代行業者に対するアカウントの照会（負債の売却なし）

バーモントヘルスは、通知期間が終了するまでアカウントは回収代行業者に照会しません。通知期間後も未払い残高がある場合、当該病院が収集機関との間で以下において法的拘束力のある書面による契約を締結していることを条件に、アカウントを回収代行業者に照会します。

- 回収代行業者に対して、個人とのすべての対話において丁寧かつ礼儀正しい態度を義務付ける。
- 回収代行業者に対して、FAP および本方針に従った運用を義務付ける。
- 回収代行業者に対して、個人への治療に対する資金援助の資格判断を行うための合法的な努力（本方針に記載）が行われるまで、医療費の回収のための個人に対する ECA を禁止する。
- 負債の照会后、申請期間が終了する前に、個人が資金援助申請を提出した場合、回収代行業者は、本方針に定められている医療費の回収のための ECA を中止する。
- 負債の照会后、申請期間が終了する前に、個人が資金援助申請を提出し、治療のための資金援助の資格があると判断された場合、回収代行業者は、適時に以下を行う：
 - 契約書に規定された手続きを遵守して、個人が支払わないこと、支払う義務を負わないことを保証し、回収代行業者と病院が協力して資金援助資格のある個人が負担以上の金額を支払わないようにする。
 - 該当し、回収代行業者（病院以外）に権限がある場合、個人に対して講じた ECA を取り消すために合法的で利用可能な措置を講じる。
- 申請期間中にさらに別の関係者に負債を照会する場合、回収代行業者は、その当事者から上述のすべての要素を含む書面による合意の取得を義務付ける。

2. 負債の売却

バーモントヘルスは、

(A) 当該負債に関する申請期間が終了している、(b) 病院は当該個人に資金援助の資格があるかの判断を下すための合法的な努力（上述の第 III.C 項に記載）をしたという条件が揃うまで第三者に個人の負債を売却しません。

題材： 請求および集金に関する方針	*対象： Beaumont Health	発効日： 09/07/2018
		定期レビュー実施日： 03/03/2020
保険契約者： VP 収益循環	文書タイプ： 方針	部署： 総務、収益循環

IV. バーモントヘルスの資金援助方針と請求および集金に関する方針の詳細を得る方法

バーモントヘルスは、この請求および集金に関する方針、資金援助の方針、資金援助の申請書、本資金援助の方針の要約を以下の言語でバーモントヘルスのウェブサイト <https://www.beaumont.org/patients-families/billing/financial-assistance> に公開しています。

- 英語
- 日本語
- アルバニア語
- 韓国語
- アラビア語
- ポーランド語
- 中国語
- ロシア語
- ドイツ語
- スペイン語
- イタリア語
- ベトナム語

また、この請求および集金に関する方針、資金援助の方針、資金援助の申請書、対応/非対応プロバイダーの一覧、本資金援助の方針の概要の書面版は、病院の受付および救急センター、さらには付録Bに一覧されている病院対応の財務カウンセリング事務所で営業時間内にご要望いただければ、無料で配布しています。バーモントヘルスの健康保険アドバイザーは、資金援助に関する質問に答え、患者の資金援助申請を手助けします。所在地および電話番号は、付録Bに記載されている各病院の財務カウンセリング事務所と同じです。

V. 資金援助の方針と内国歳入法典の第 501(r) の協調

本方針は、FAP と1986年内国歳入法典の第 501(r)(6) 条の要件およびその変更、適用される規定に準拠して解釈されています。

VI. 添付付録

(右上角の添付タブを参照) 添付A - 健康保険アドバイザー事務局

会社権限：

バーモントヘルス（「BH」）は、ウィリアムバーモント病院、ボトスフォード総合病院、オークランドヘルスケア（「系列病院」）の親企業として、系列病院の臨床、管理、および財務業務に関連するすべての方針に対する基準を定めます。ミシ

題材： 請求および集金に関する方針	*対象： Beaumont Health	発効日： 09/07/2018
		定期レビュー実施日： 03/03/2020
保険契約者： VP 収益循環	文書タイプ： 方針	部署： 総務、収益循環

ガン州の法律に従ってすべての保険医療施設および開業免許を保有する系列病院は、BHの事業方向性に基づいてヘルスケアサービスを提供する団体であり、プロバイダーです。系列病院の職場は、BHの方針が適用されるBHの職場として総合的に設計されています。